

回 覧										

市税は納期限までに納めましょう

市税は、私たちが安心して生活するための貴重な財源であり、令和2年度の徴収率は96.94%と、多くの方から定められた期限内に自主的に納付いただいております。

市では、税収入の確保と税負担の公平性の観点から、市税を滞納している方には、法律に基づき滞納処分を実施しております。

★納期限内に納めないと・・・

定められた納期限内に納付が確認できない場合は、督促状や納税催告書により、納付されていないことをお知らせし、指定期日経過後は滞納処分（差押等）の対象となります。

また、財産調査（金融機関、勤務先、取引先への文書での照会など）は指定期日の前であっても行われます。

なお、一部の方からは、「いつもボーナス等で一括納付しているから、年末にまとめて納税する」というようなお話をいただくことがありますが、そのような場合でも財産等の調査は行われます。そのうえで、納期限内に納税できるだけの資力があれば、滞納処分（差押等）の対象になりますのでご注意ください。

※納期内納付には口座振替が便利です。 **裏面** をご参照ください。

★納税が猶予されるときは・・・

次の①、②両方に該当する場合は、納期内の納税を猶予される場合があります。

① 納期限内に納税できる資力がない場合（税法に基づく）

② 「ケガや病気」、「大幅な収入減」、「災害による被害」に該当する場合

→これらに該当し、納税できないときはご相談ください。

★それでも納付がないときは・・・

国税徴収法に基づき、納期限から約1か月間の滞納で差押を執行される場合もあります。

差押が執行されると、預金口座や給料の場合は、現金が強制的に市税等に充当され、不動産等の場合は公売に付したうえで売却代金が市税に充当されます。

その他、自宅等の家宅捜索を執行される場合もあります。

なお、当市では毎年300件～400件程度の滞納処分（差押等）を執行しています。

市税等の納付には、

《お知らせ》

安心で
便利な

口座振替を

ご利用ください

- 納期のたびに金融機関や市役所に出向く必要がありません。
対面での接触機会を減らすことは新型コロナウイルスの予防にもなります。
- 口座振替なら確実に納期限内に納付できます。
口座振替は納期末日に自動引き落としされるので、納め忘れることなく、確実に期限内に納付できます。
- 延滞金発生のリスクを減らすことができます。

☆口座振替のお申し込みは簡単です！

手順①

口座振替依頼書
に必要事項を記入

手順②

通帳届出印を押印

手順③

市役所窓口 または
金融機関窓口へ提出

※申し込みは、市役所・山形総合支所・各支所、市内金融機関でお手続きできます。

※お手続きの際は、通帳、金融機関お届け印、納税通知書をお持ちください。

☆口座振替ができる税目、金融機関は次のとおりです。

口座振替が できる税金等	●市県民税（普通徴収） ●固定資産税 ●軽自動車税 ●国民健康保険税（普通徴収） ●後期高齢者医療保険料（普通徴収）
口座振替が できる金融機関	岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、みちのく銀行、 盛岡信用金庫、東北労働金庫、新岩手農協、 日本漁業協同組合、ゆうちょ銀行